

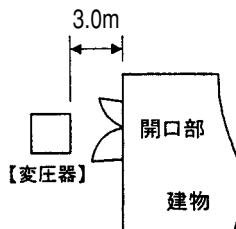
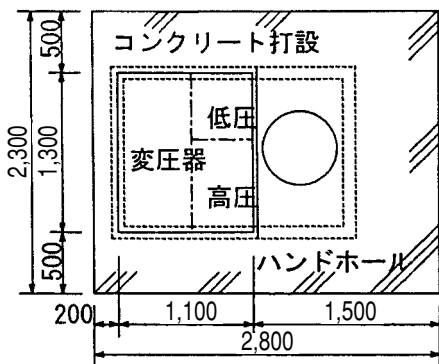
集合住宅用変圧器の設置標準

集合住宅用変圧器により、集合住宅に供給する場合の施工方法は、以下による。

1. 集合住宅用変圧器の位置

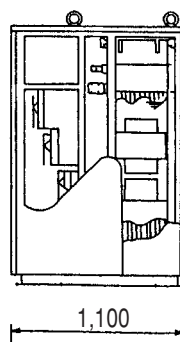
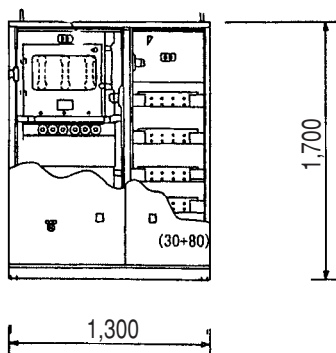
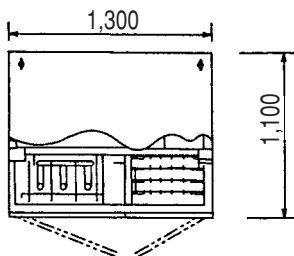
集合住宅用変圧器を設置する場合には、次の条件を満足する場所を選定すること。

- (1) 変圧器の設置位置は、お客さま構内又は構内に準ずる区域の境界付近において当社電源になるべく近い場所。（人が容易に接近する場所は避ける）
- (2) 変圧器を建物開口部（扉等）のある面に設置する場合は、建物より3.0m以上離すとともに、避難上支障のない位置。
- (3) 可燃性または腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのない位置。
- (4) ケーブルの布設並びに、変圧器の搬出入に支障のない場所。
- (5) 点検、保守のために、当社保守員が常時容易に出入りでき、かつ保守作業ができる場所。
- (6) 低圧幹線の電圧降下が支障のない場所。
- (7) お客さまの敷地内で、4t ユニック車(2.9t吊り)で直接吊り下ろせる場所。
- (8) ユニック車進入路は、高さ3.5m以上、幅3.0m以上で、変圧器設置時のアウトリガー張り出し部の4.0mを確保できる場所。
- (9) クランクがある場合は4.5m×5.0mの幅を確保出来る場所。
- (10) 機器の放熱を考慮し後面最少200mm以上のスペースがあること。
- (11) 機器の左右に、基礎ボルトを締める際にスペース（500mm程度）があること。
- (12) 24時間出入り可能な位置で、機器の前面に保守スペース（1,500mm程度）があること。



〔注〕 開口部のある建物に面する場合には3.0m以上離す。

2. 集合住宅用変圧器の設置標準例



3. 設備の施工方法

(1) 防護物

ケーブルの防護物は、東京電力規格品又は、それと同等の性能を有するものを使用する。

(2) ハンドホール

- a ハンドホールは、ケーブルの屈折箇所及び建物等への立ち上がり部分に設置する。
- b 大きさは、ケーブル曲げ半径、ケーブルの引込作業を考慮して、縦横とも、内径 1 m 以上を標準とする。
- c 集合住宅用変圧器下部に設置するハンドホール内には、A 種接地工事並びに B 種接地工事のための共同接地極及び共同接地線を施設する。
- d ハンドホール内には水抜き穴を設ける。

(3) 防水処理

お客さま建物への引込管は、雨水等の浸入を防ぐため、屋内、屋外ともに防水処理を行う。

(4) 消火設備

集合住宅用変圧器の設置場所には、消火設備を設置する。